

環境人材育成のニーズと課題

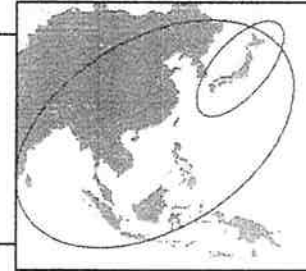
- 持続可能なアジアの実現には、あらゆる分野で、企業活動等の経済社会システムのグリーン化に取り組む人材(環境人材)が不可欠。企業等でも、温暖化、希少資源の枯渇等の環境面でのリスクに対応するため企業活動等をグリーン化できる環境人材が求められている。
- 大学は、各人が専門性を育み興味を追求し、卒業後の職業や仕事の方向性に大きな影響を与える場であり、環境人材の育成の場として適切
- 企業活動等の現場における研修、実習、主体的な環境保全活動等を通じた育成が必要だが、現時点では質・量とも不十分
- その原因は、現場を有する企業等と育成を行う大学とのマッチング機関の不在、環境保全活動を行う学生環境団体の支援不足等

2つの閣議決定

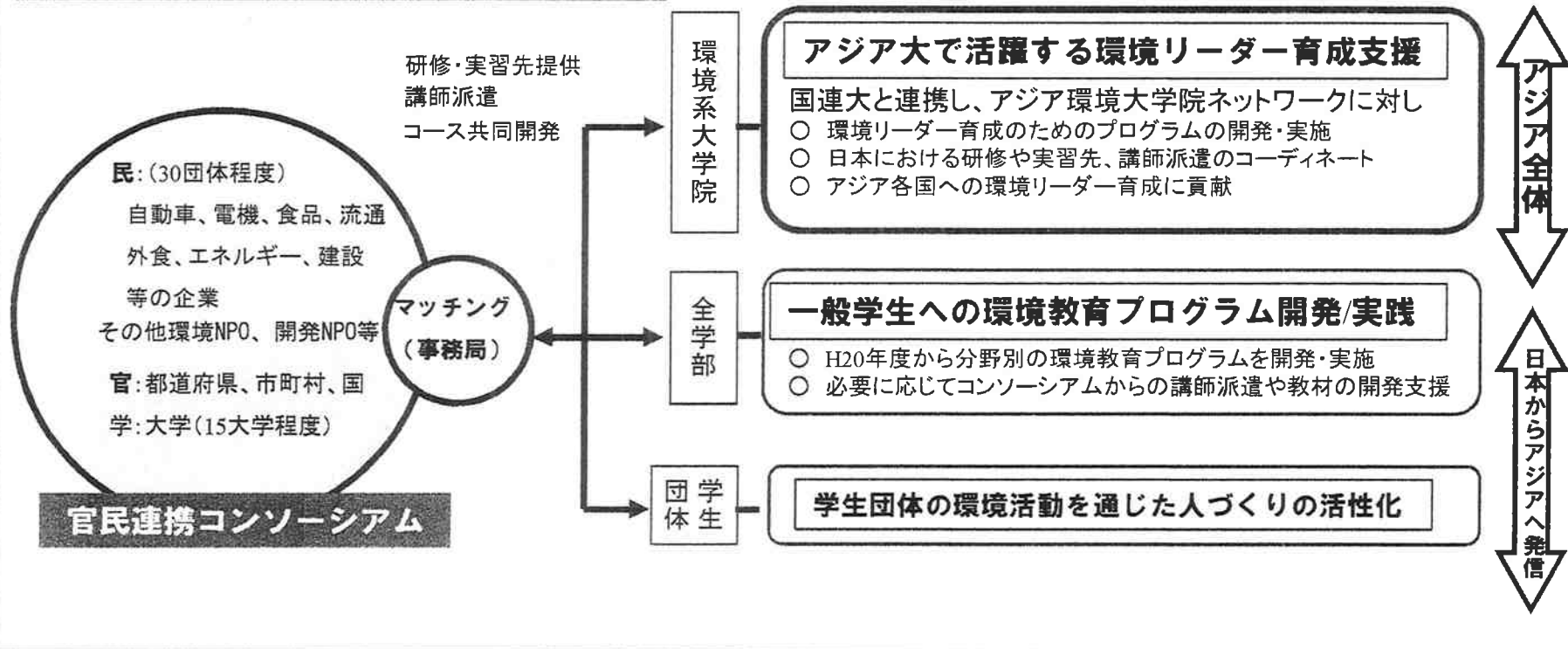
21世紀環境立国戦略「アジアの環境リーダー育成イニシアティブ」の展開
イノベーション25「世界の環境リーダー育成」

H19事業

- 基礎調査(企業の人材ニーズ調査、大学における環境教育の現状調査等)
- ビジョン策定
- 人材育成プログラム検討・試行
- 参加大学、企業、NPO等の募集



官民連携による環境人材育成 (H20~)

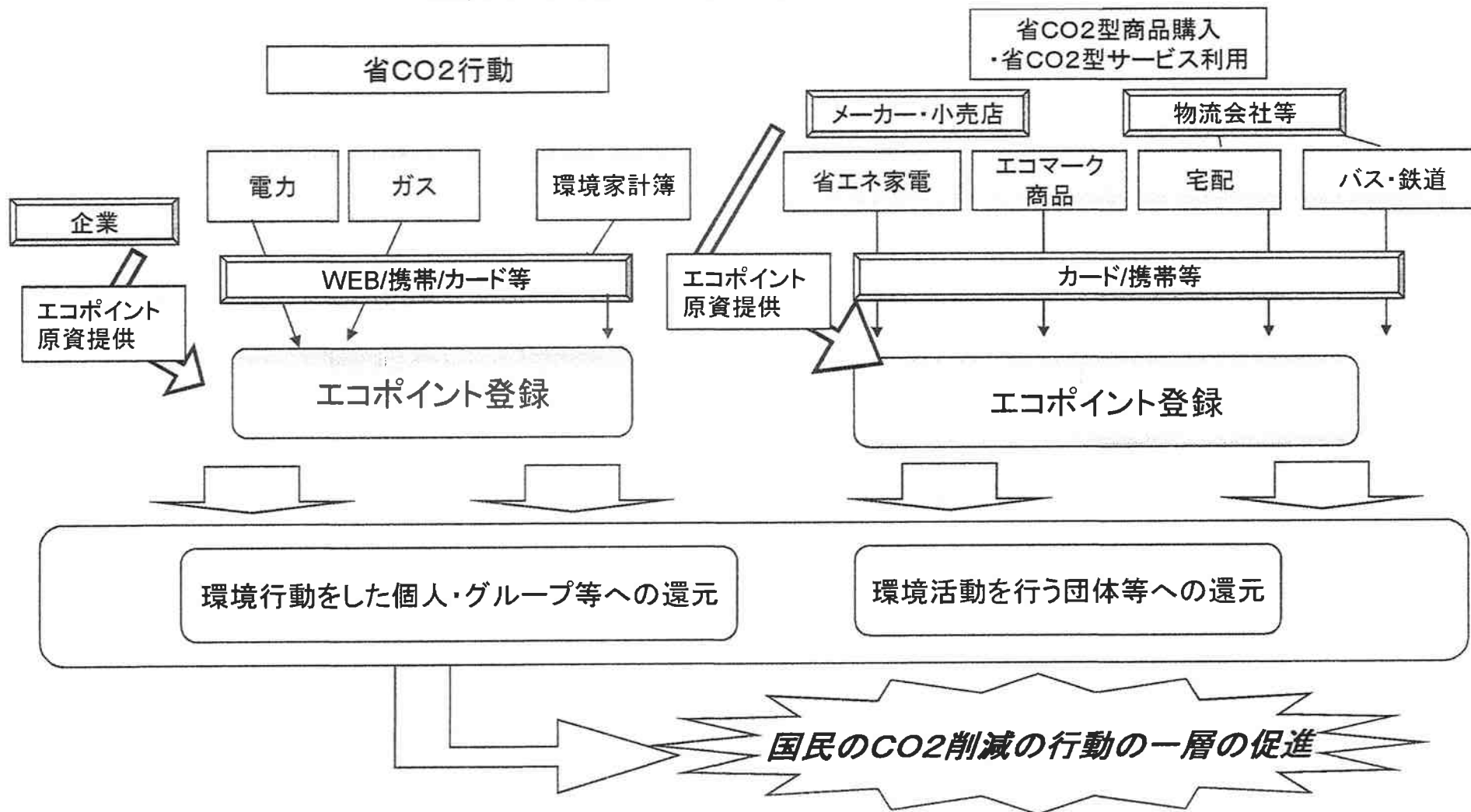


エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業

360百万円(0百万円)

エコポイントフォーラム(エコポイント等を全国的に普及させるためのプラットフォーム)

全国規模又は地域レベルで普及可能なエコポイントのイメージ



温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 3,000百万円（3,000百万円）

自主参加型国内排出量取引制度の概要

国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業者の自主的な削減努力を支援することを目的として、2005年度から開始。（参加企業数 150社（第1期～第3期合計））

一定の削減量を約束した企業に対し、省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備の導入補助

基準年度排出量の検証、排出枠の交付

翌年度に排出削減・排出量取引を実施

削減対策実施年度排出量の検証、最終取引

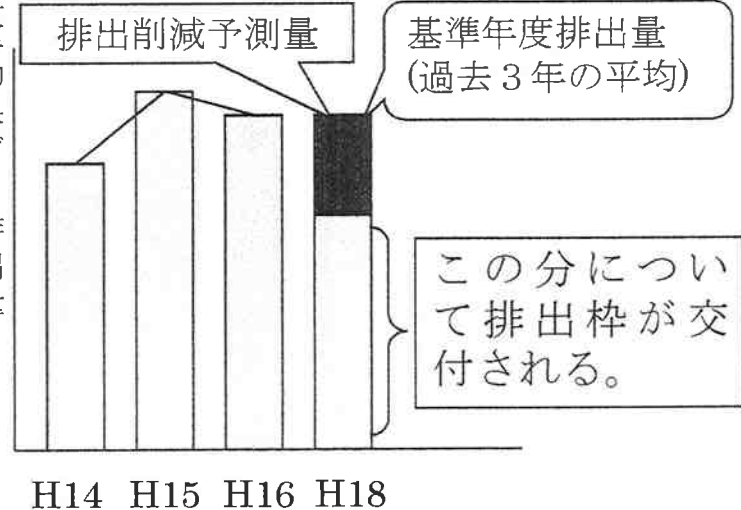
<ポイント>

- 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還
- 他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

設備補助申請の際必要な事項

- ・排出削減予測量
- ・基準年度排出量（過去3年間の平均）

温室効果ガス排出量



国等における環境配慮契約等推進経費

環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）を削減するため、国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組み

国及び独立行政法人等の責務

「基本方針」の策定

環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

各大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
各大臣等は、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表

地方公共団体等の責務

環境配慮契約の推進

基本方針の作成等に努める

各地方公共団体等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努める
各地方公共団体等は、環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するよう努める

環境配慮契約情報の整理等

- ・国等における環境配慮契約に関する状況等について整理、分析して、提供
- ・他の国等の契約に関する施策との調和

H20年度～

国等が重点的に推進すべき環境配慮契約について、分野ごとの分科会・検討会を開催。

最新の知見等を活用して対象契約の追加など基本方針見直しを実施。

H20年度～

全国において環境配慮契約法・基本方針に係る情報提供のための説明会を開催。

H20年度～

地方公共団体等の環境配慮契約取組の現状把握のためアンケート調査を実施。
環境配慮契約取組事例のデータベース化の検討。

持続可能な社会「環境立国」の創造へ